

4-1 施設整備の方針

① 交通施設の整備

(1) 道路

都市の骨格を形成し、安心して安全な暮らしを支え、にぎわいや産業などの都市の活力を生み出す道路ネットワークの形成を図ります。道路ネットワークの形成にあたっては、それぞれの道路の位置付けや役割を踏まえた計画的な道路整備を推進していきます。

① 幹線道路

i) 主要幹線道路

本市の主要な骨格を形成し、市域を超える広域的な交通の円滑な処理を図ります。

ii) 都市幹線道路

都市の骨格を形成し、隣接都市や主要幹線道路へアクセスする交通の円滑な処理を図ります。

iii) 地区幹線道路

主要幹線道路などを補完するとともに、地区内で発生集中する交通需要に対応し、交通の円滑化を図ります。

【整備方針】

- (都) 東海有松線、(都) 大府東浦線、(都) 荒尾大府線、(都) 名古屋刈谷線の道路整備や田面交差点の改良などを促進できるよう、国や県へ要望を行うとともに、地権者の理解が得られるよう調整を図ります。
- 鞍流瀬川やJR東海道本線で分断された東西交通の円滑化を図るため、道路ネットワークの強化に取り組めます。
- ウェルネスバレー計画の進捗状況に合わせて、(都) 養父森岡線の道路整備を推進します。
- 安全で円滑な交通の確保を図るために、渋滞の多い交差点や交通事故の危険性の高い交差点の改良を推進します。
- 土地区画整理事業などの関連事業の進捗状況に合わせた道路整備を推進します。
- 都市計画道路のうち、長期間未着手となっている路線や区間については、今後の社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。
- ICTを活用した道路渋滞の緩和対策や交通安全対策などの取組に向けて、調査研究を進めます。

②補助幹線道路

幹線道路を補完し、主要な道路や施設へアクセスする補助幹線道路は、地域住民の交通利便性や産業活動の効率性の向上を図るため、計画的な道路整備を推進します。

【整備方針】

- 市道共和駅東線、市道上原殿田線、市道井田上線などの主要な市道の道路整備を推進します。
- 住宅地や工業地など、計画的な市街地整備を図るための道路整備を推進します。

③生活道路

市民の生活に密接に関わる生活道路は、交通安全や生活環境の向上を図るため、道路整備を推進します。

【整備方針】

- 歩道が無く交通量の多い道路では、人と車が共存できる安心・安全な移動空間を確保します。
- 幅員の狭い道路においては、狭あい道路解消に関する制度を活用し、セットバックによる道路幅員を確保します。
- 見通しの悪い交差点などの交通危険箇所を中心に、着色舗装などによる路面標示の改善やカーブミラー及び照明灯の設置などの交通安全対策を推進します。
- 住宅地や通学路などは、コミュニティ道路の整備による通過交通や走行速度の抑制対策の実施、警察と連携したゾーン30による交通規制などを重点的に進め、歩行者などの安全確保を図ります。

④歩行者等の移動空間及びネットワーク

誰もが安心・安全に移動できる空間の確保や歩行者などのネットワークの形成により、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

【整備方針】

- 快適で楽しく移動できる魅力的な歩行空間の形成や認知症にやさしいまちづくりの推進のためにはソフトとハードの対策が必要となりますが、その一つとして、石ヶ瀬川・鞍流瀬川などの堤防道路を活用した緑道整備の推進や健康をテーマとしたウォーキング事業を実施します。
- 主要な道路整備にあわせ、安全な歩道の整備を図ります。
- 自転車は、環境への負荷が低く、健康増進などに資することから、実情に応じた自転車活用の方向性について検討します。
- 駅周辺を中心とした人にやさしい道路整備のため、ユニバーサルデザインに配慮した歩道や交通安全施設の整備、分かりやすい案内標識の設置などを推進します。
- 主要な公共施設の周辺において、歩車道分離、グリーンベルトの設置、段差の解消、排水施設の改善による歩道幅員の確保、透水性舗装などを実施し、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間を確保します。

- 歩行者と自転車の双方の安全性を考慮し、国や県の動向を見ながら、安全で快適な通行空間の確保や自転車の活用の推進を検討します。

⑤道路や附帯施設の維持管理

道路などの既存施設の老朽化に対し、円滑で快適な交通機能を維持・保全するため、計画的で適切な維持管理を行います。

【整備方針】

- 橋梁や舗装、排水施設(側溝)などの的確な状況把握や適切な点検・診断、その評価に基づく補修・改修の計画的な実施により、機能不全による事故の未然防止や施設の長寿命化を図ります。
- 定期的なパトロールの実施や地域の見守り活動などと連携し、破損及び危険箇所を早期に発見し、適切な修繕を行います。
- 道路の清掃や草刈りなどのアダプトプログラムによる地域活動により、地域と連携した道路管理に取り組みます。

(2) 公共交通

まちづくりと連携した公共交通ネットワークについて、大府市地域公共交通網形成計画を策定し、地域住民、交通事業者、NPO、行政が一体となり、鉄道、路線バス、循環バス、タクシーなどが連携した利便性の高い移動環境の形成を進めます。

①鉄道

駅周辺における都市機能の集積や環境負荷の低減を図るため、鉄道の利用を促進します。また、長期的なまちづくりの視点を踏まえながら、公共交通の利便性の向上を図ります。

【整備方針】

- 駅利用者の利便性の向上を図るため、駅利用者の需要に対応する自転車駐車場の整備・運営方法の検討や放置自転車対策を実施します。
- 交通結節点としての機能強化のため、バリアフリー化の推進とともに、循環バスとの連携やアクセス機能の改善を図ります。
- 環境に配慮したパークアンドライドを推進するため、駐車場の整備・運営を促進します。また、駐車場の整備・運営にあたっては、民間活力の導入を検討します。
- 長期的なまちづくりの視点における新駅構想について、公共交通の機能の充実を図るため、関係機関と協議を進めます。

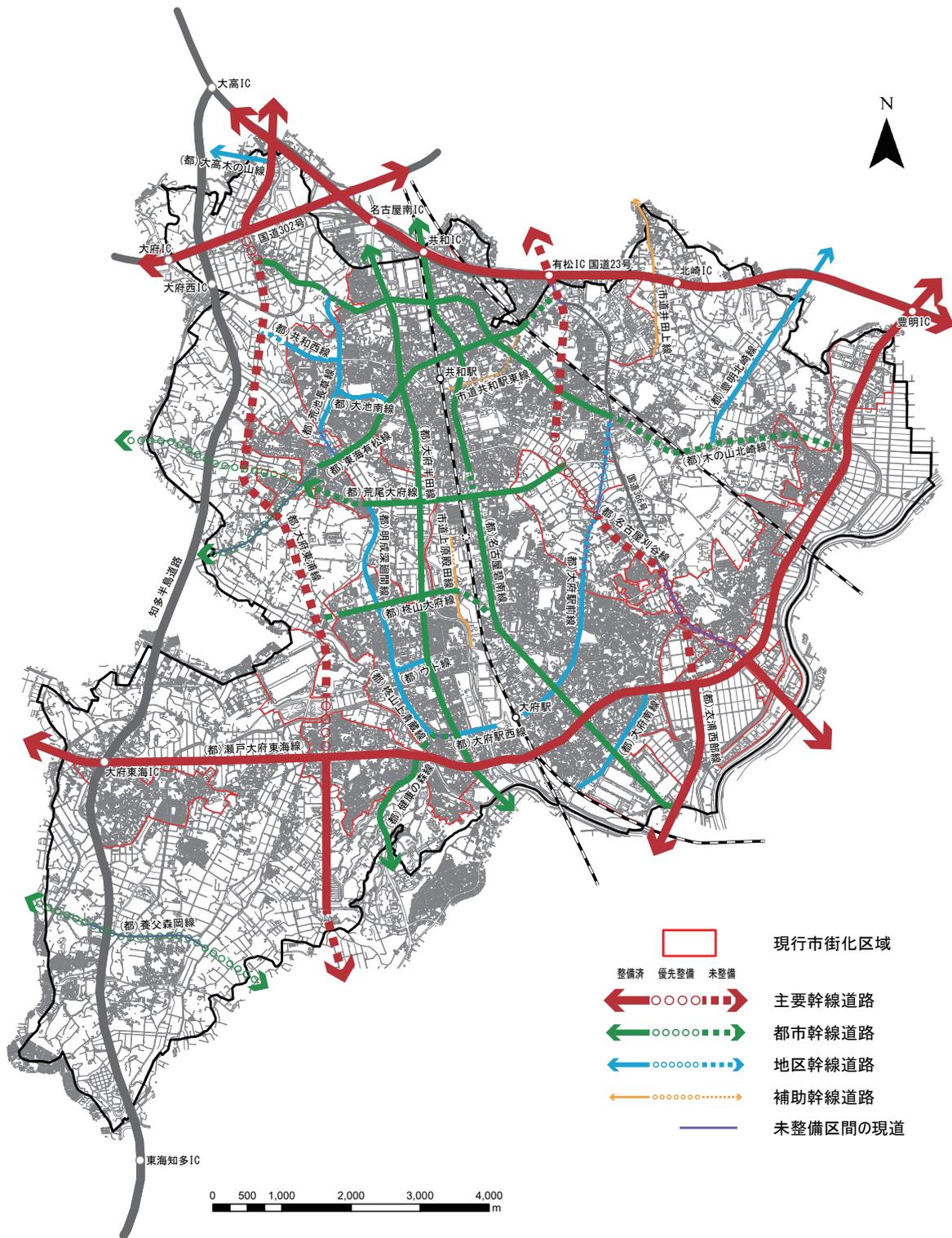
②バス

市民生活の利便性の向上や環境負荷の少ないまちづくりを推進するため、バス交通の利用を促進します。また、まちづくりと合わせた公共交通のネットワークの形成を図ります。

【整備方針】

- 市内を運行する循環バスの一層の利用促進のため、必要に応じてルートやダイヤなどの見直しを行います。
- 民間路線バス事業者やタクシー事業者、隣接自治体との連携などにより、利便性の高い公共交通体系を検討します。
- 新たな公共交通サービスの提供や運営手法を検討します。
- ICTを活用した運行サービスの向上など、新たな移動手段確保の取組に向けた調査研究を進めます。





図表4-1-1 道路体系図

| | |
|--------|---|
| 主要幹線道路 | 東西主要幹線道路:国道23号・302号、(都)瀬戸大府東海線 南北主要幹線道路:(都)大府東浦線、(都)名古屋刈谷線、(都)衣浦西部線 |
| 都市幹線道路 | (都)荒尾大府線、(都)養父森岡線、(都)東海有松線、(都)健康の森線、 (都)名古屋碧南線、(都)大府半田線、(都)木の山北崎線、(都)柁山大府線 |
| 地区幹線道路 | (都)大府駅前線、(都)大府駅西線、(都)明成深廻間線、(都)共和西線、 (都)大池南線、(都)荒池長草線、(都)大府南線 など |
| 補助幹線道路 | 市道共和駅東線、市道上原殿田線、市道井田上線など |

② 公園・緑地の整備

(1) 公園

「大府市緑の基本計画」により、身近に緑を感じることができ、地域の交流・憩いの場となる公園の適切な配置を推進するとともに、公園が有する機能や役割を踏まえ、公園の魅力の維持・向上を図ります。

【整備方針】

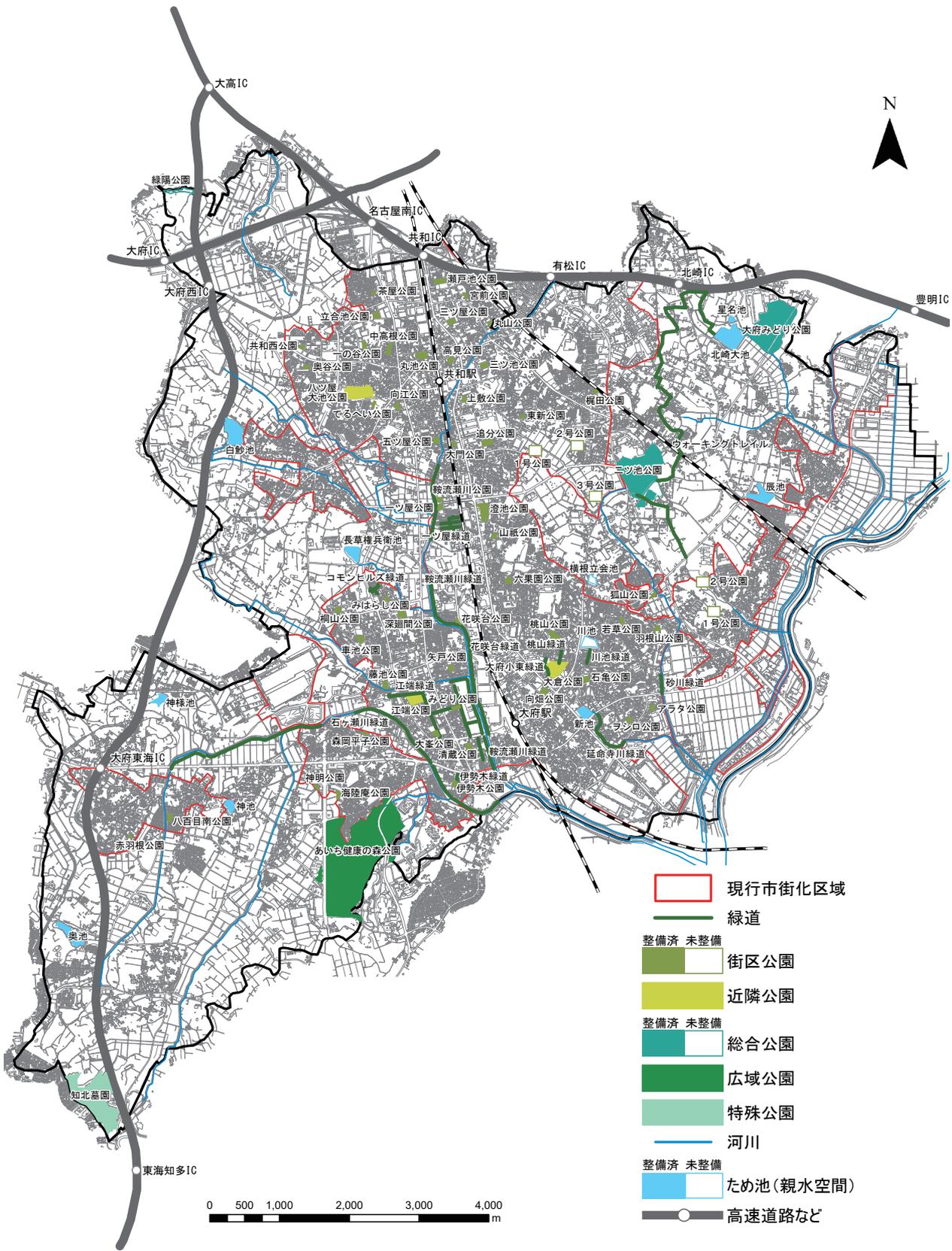
- 土地区画整理事業などにより、新たに市街地整備が行われる地区や公共施設の跡地などにおいて、市内の公園の配置バランスを考慮し、計画的に公園の整備・保全を行います。
- 公園の計画段階から地域住民が参加し、地域が主体となった公園の利活用や維持管理を踏まえた、地域住民との協働による整備を推進します。
- 公園の整備にあたっては、公園施設のユニバーサルデザイン化や災害時の避難者の安全確保など防災機能を備え、誰もが安心して利用できる公園整備を推進します。また、死角をなくして見通しを確保するなど、防犯の観点についても考慮します。
- 緑地やため池などの自然環境や水辺環境などを生かし、自然に触れながら四季を感じることできる空間の整備を検討します。白鯰池周辺は、隣接する知多半島道路大府PA(仮)と連携した観光交流や憩いの場として、活用・保全を行います。
- 公園施設の充実を図るとともに、適切な維持管理に努め、公園機能の維持・向上を図ります。
- 公園施設の経年変化や老朽化に対し、安心・安全な施設機能を確保するため、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な点検や維持管理、更新を行います。
- 市民ニーズや社会情勢の変化などに柔軟に対応するため、利用者の実態にあった既存の公園や広場などの見直しを行うとともに、地域特性に応じた再整備などを検討します。
- 公園施設の更新や維持管理費用を確保するため、民間活力の導入に向けた取組を検討します。

(2) 緑地

市内一円の緑のネットワークの形成により市民生活にゆとりやうるおいを与えるとともに、良好な都市空間を形成するため、「大府市緑の基本計画」により、緑地の保全・創出を推進します。

【整備方針】

- 将来的に市街地として整備する区域は、地区計画制度の活用などにより、可能な限り緑地の確保に努めます。
- 公園・緑地・ため池など自然とのふれあいの場をつなぎ、多様な生物の生息環境や良好な自然環境を形成するため、石ヶ瀬川・鞍流瀬川などの緑道の整備を推進します。
- 緑地を活用したうるおいある環境を保全・創出するために、大府市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、保全地区などを適正に維持します。
- 緑化による緑の創出や地域の魅力づくりを積極的に推進するために、道路や学校などの公共施設緑化の推進を図るとともに、市民や事業者との協働により民有地緑化を促進します。



図表4-1-2 公園・緑地配置図

③ 河川・下水道の整備

(1) 河川

「大府市総合排水計画」により、治水安全度の向上を図るため、総合的な治水対策を推進します。

【整備方針】

- 関係機関と連携し、県管理河川の河川改修を促進します。
- 「二級河川境川水系河川整備計画」や「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく「境川・猿渡川流域水害対策計画」と整合を図りながら、「大府市河川基本計画」により、市管理河川の改修を推進します。
- 河川監視カメラや広報、ホームページなどを通じた水害に対する啓発により、市民の防災意識を高めます。
- 日常からの河川の巡視により施設の状況を把握し、草刈りや浚渫など適切な維持管理を行います。
- 良好な自然環境の保全を図るため、地域と協働した河川の清掃活動などを推進します。
- ため池を活用した治水機能の強化を図ります。

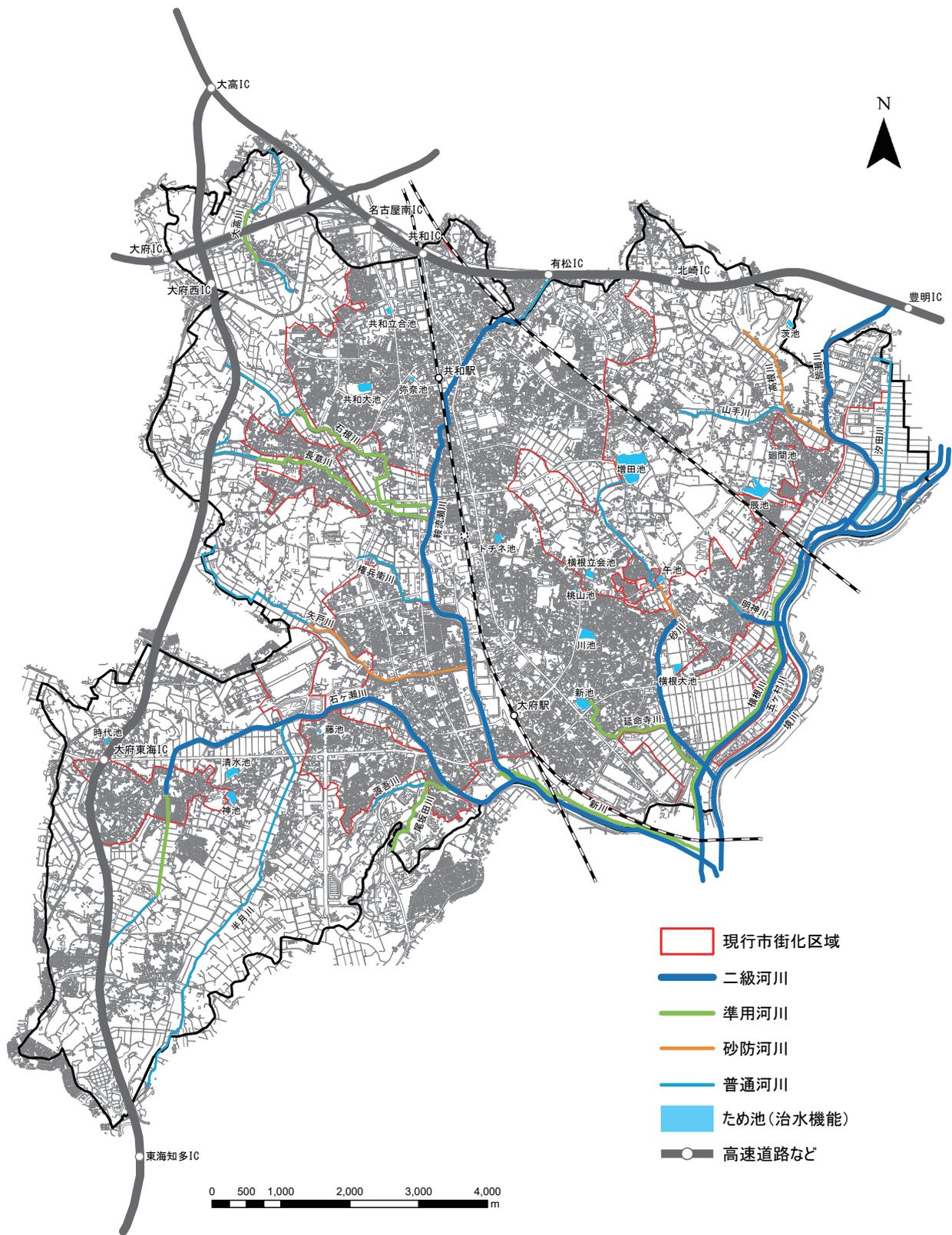
(2) 下水道

快適な生活環境を確保するため、公共下水道事業を推進します。

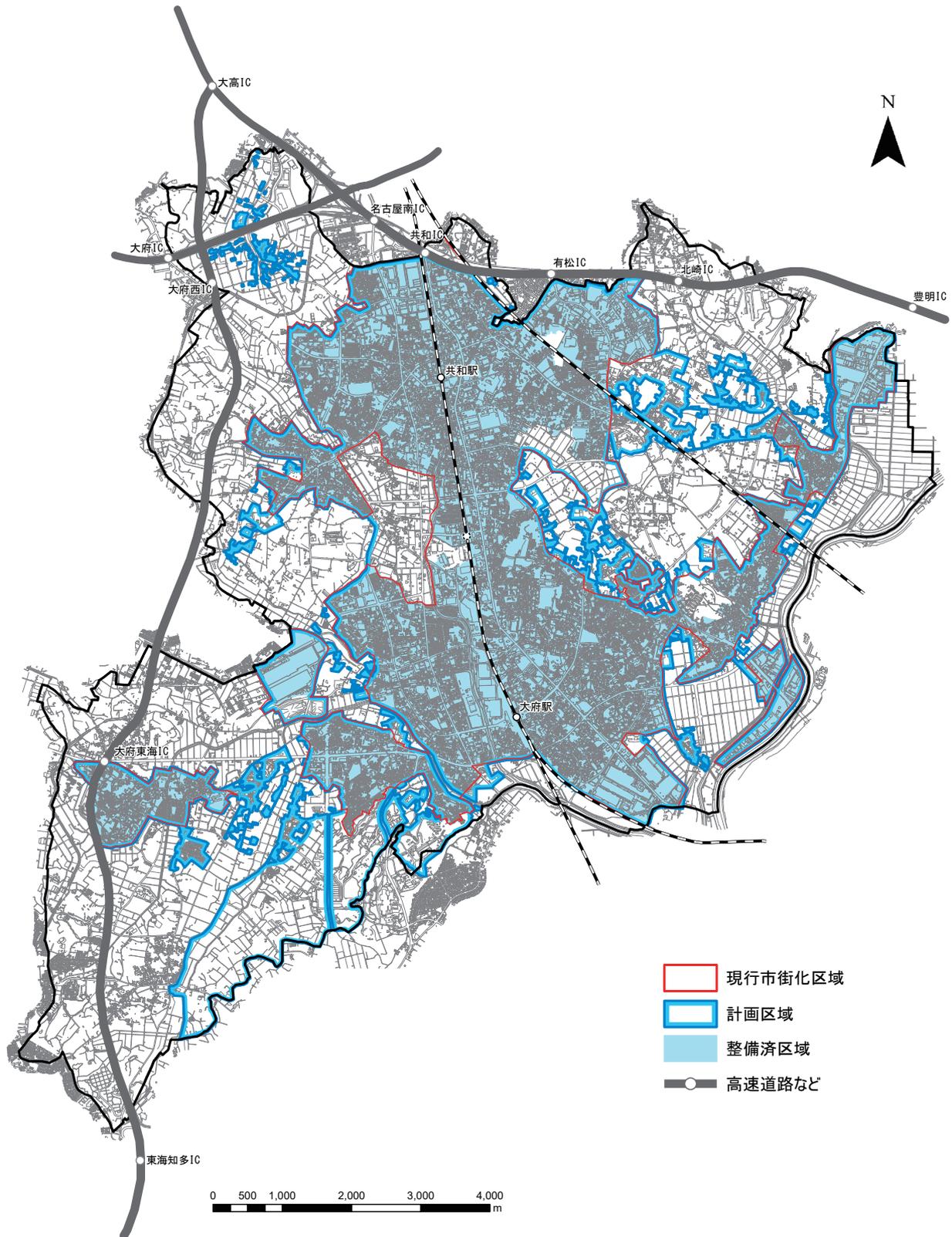
【整備方針】

- 「大府市公共下水道基本計画」により、全体計画区域の整備を進めるとともに、水洗化率の向上を図ります。
- 計画的な市街地整備にあわせ、新たな下水道整備を推進します。
- 被災時の下水道機能の確保のため、下水道施設の耐震対策を実施します。
- 管路やポンプ施設などの下水道施設の点検・診断を実施し、適切な維持管理と計画的な改築・更新を推進します。





図表4-1-3 河川配置図



図表4-1-4 下水道計画図



4-2 環境保全及び景観形成の方針

① 自然環境の保全・創出

(1) 自然環境の保全

本市の豊かな自然環境を保全するため、農地・樹林地・河川・ため池などの保全を行います。また、これらを活用した自然とのふれあいや環境学習を通じた自然環境保全活動を推進します。

【整備方針】

- 「二ツ池セレクトナ」を拠点とした環境学習を推進し、自然環境に対する市民の理解を深め、自主的な自然環境保全活動を推進します。
- 樹林地や河川などに生息する多様な生物の生息環境の保全や多様で自然豊かな河川環境の維持を図ります。
- 外来種による生態系への悪影響を予防し、地域本来の在来種の生息・生育環境を保全します。
- 自然環境と調和した土地利用を図るため、農地や樹林地の保全に努めます。

(2) 自然環境の創出

良好な自然環境を創出するため、農地・樹林地・河川・ため池などを活用し、市民が身近に自然と親しむことができる環境整備を推進します。

【整備方針】

- 自然と親しむことができる親水空間の創出を図るため、鞍流瀬川・石ヶ瀬川などの河川やため池の環境整備を推進します。
- 河川などのうるおいのある水辺空間の創出を図るため、堤防道路を活用した緑道整備を推進します。

② 都市環境の形成

(1) 都市環境

地球環境に配慮した良好な都市環境の形成を図るため、市街地における緑化の推進や温室効果ガスの排出量の削減などによる環境負荷の低減を促進するとともに、地域の環境改善を推進します。

【整備方針】

- 低炭素型社会を目指し、鉄道とバスの連携による公共交通の充実を図り、車から公共交通の利用への転換を誘導します。
- 自転車利用の促進のため、自転車駐車場の整備、自転車通行空間の確保などに努めます。
- 緑化補助制度の充実により、各家庭や事業所における民有地緑化を推進します。

- 都市緑地である生産緑地を保全し、良好な都市環境の形成を図ります。
- 自動車などの円滑な通行の確保による温室効果ガス排出量の削減のため、道路整備や交差点改良を推進します。
- エコドライブや事業者向けの温室効果ガス排出量削減対策に関する情報をホームページなどにより発信します。
- 循環型社会の形成のため、再生資源の活用などの環境に配慮した取組を推進します。
- 生活排水対策の啓発を行い、水環境の改善を図ります。
- 地域の環境改善を図るため、「大府市空家等対策計画」により、計画的な空家等対策を推進します。

3 景観形成

(1) 都市景観

本市ならではの景観特性を生かした魅力あるまちづくりを推進するため、五感で感じることができるよう都市景観の形成を図ります。また、市民や事業者の理解や協力を得ながら良好な景観を形成していくため、景観意識の向上に努めます。

【整備方針】

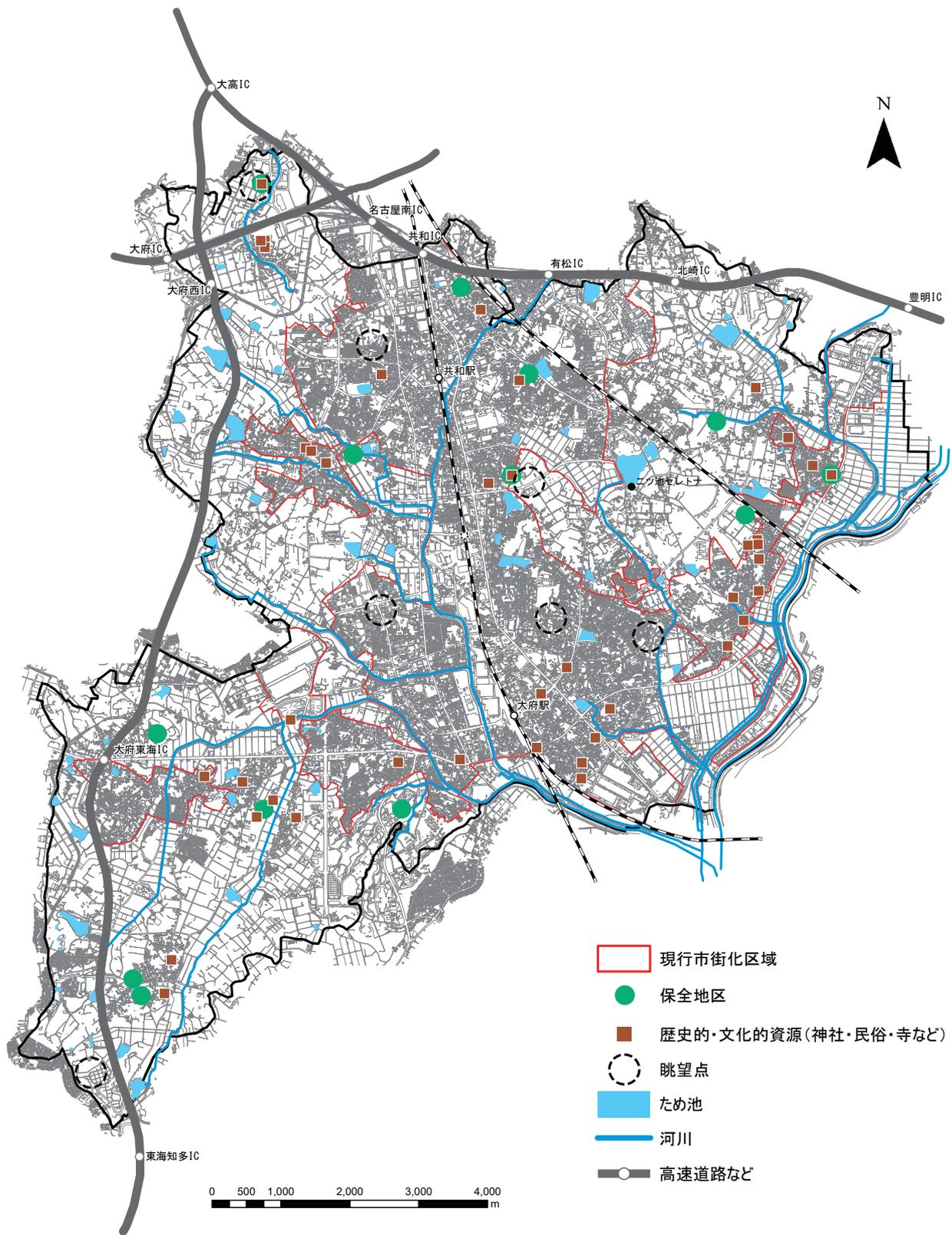
- 公共施設は、大府市都市景観形成に関する検討委員会に諮り、都市景観に配慮した整備を行います。
- 道路や公園の整備にあたっては、五感で感じられるような景観整備に努め、良好な都市景観を創出します。
- 花いっぱい運動、まちかど緑化推進事業補助、シビックガーデンコンテストなどの緑化の推進により、緑豊かな都市景観を形成します。
- 地区計画制度の活用などにより、地区の状況に合わせた良好な景観の維持・創出を図ります。
- 神社仏閣など歴史・文化的資源を保全するとともに、歴史や文化を伝える景観資源の情報発信などに努めます。
- 周辺の市街地や自然環境との調和のとれた良好なまちなみ景観を保全するため、屋外広告物の適切な規制・誘導を図ります。
- 景観に関する啓発を行うことにより、意識の向上を図ります。また、景観法に基づく景観形成の方針について検討します。

(2) 自然景観

ふるさとは感じられるような田園風景など、本来有する豊かな自然環境から生まれる良好な自然景観の保全を推進します。

【整備方針】

- まとまりのある緑地や農地、河川やため池など、本市の特徴的な自然景観として保全に努めます。



図表4-2-1 環境・景観資源配置図



4-3 都市防災に関する方針

1 災害時の交通機能の確保

(1) 緊急輸送道路

災害時に必要な救助、消防活動および緊急物資を運ぶための道路である緊急輸送道路について、災害時の交通機能の確保を推進します。

【整備方針】

- 県指定の第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路、市指定の緊急輸送道路の災害時の交通機能確保するため、緊急輸送道路の整備及び橋梁の地震対策を推進します。
- 災害時に円滑な活動を行うことができるよう、緊急輸送道路沿道における建物の耐震化を促進します。

2 懸念される災害への対応

(1) 水害・土砂災害対策

大雨による浸水被害の発生及び拡大を防止するため、総合的な治水対策を進め、河川への雨水流出抑制対策を推進します。

また、風水害などの自然災害による土砂災害に備えた、事前予防の取組を推進します。

【整備方針】

- 「大府市総合排水計画」により、河川改修・ため池の洪水調整機能・透水性舗装・雨水貯留浸透施設の整備などを推進します。
- 「大府市公共下水道基本計画」により、計画的な雨水対策施設の整備を推進します。
- 雨水貯留浸透施設設置奨励補助制度により雨水貯留浸透施設の設置を促進します。
- 特定都市河川浸水被害対策法により、開発行為を行う場合、調整池の設置などの適正な指導を行います。
- 土砂災害に備えた事前予防の取組として、災害の恐れがある箇所の周知、区域指定箇所の対策を図ります。
- 浸水などの災害の発生のおそれがある地域においては、開発行為を抑制するなど、被害を事前に軽減する土地利用を図ります。

(2) 地震・火災対策

地震・火災への防災・減災対策を図るため、防災機能を充実し、都市の防災性の向上を推進します。

【整備方針】

- 既成市街地の基盤未整備地区は、地区計画制度の活用などにより、道路などの公共空間を確保し、防災性の向上を図ります。
- 災害時の延焼防止や避難地となる緑地や広場などのオープンスペースの確保を推進します。
- 防火地域、準防火地域の指定などにより、建物の不燃化や火災時の延焼防止などの防災性の向上を図ります。
- 地震対策として、住宅の耐震診断の促進及び耐震改修費の補助、ブロック塀の取壊しや生垣への転換を促進します。
- 緊急車両の通行や災害時の避難のための道路の確保、延焼防止を図るため、狭あい道路の解消に努めます。
- 震災時に倒壊など保安上危険となるおそれのある空家等に対し、計画的に空家等対策を推進します。

(3) 復興まちづくりの事前準備

震災などによる被災後、早期に計画的なまちの復興を進めていくため、事前復興まちづくり計画を見据えた事前準備に取り組みます。

【整備方針】

- 震災などに関する都市の現況の把握や被害想定に基づく課題を整理し、地域住民に情報発信することで防災意識の向上に努めるなど、速やかに復興まちづくりに着手できるよう努めます。
- 震災時に建物の倒壊や火災延焼などによる被害が想定される既成市街地の基盤未整備地区や都市拠点に位置づけられた鉄道駅周辺などにおいては、地域のまちづくりの将来像を地域住民と事前に共有しておくための事前復興まちづくり計画を見据えた検討を行います。
- 復興まちづくりの実施体制や手順を明確にし、円滑な復興まちづくりを図ることができるよう事前準備を行います。

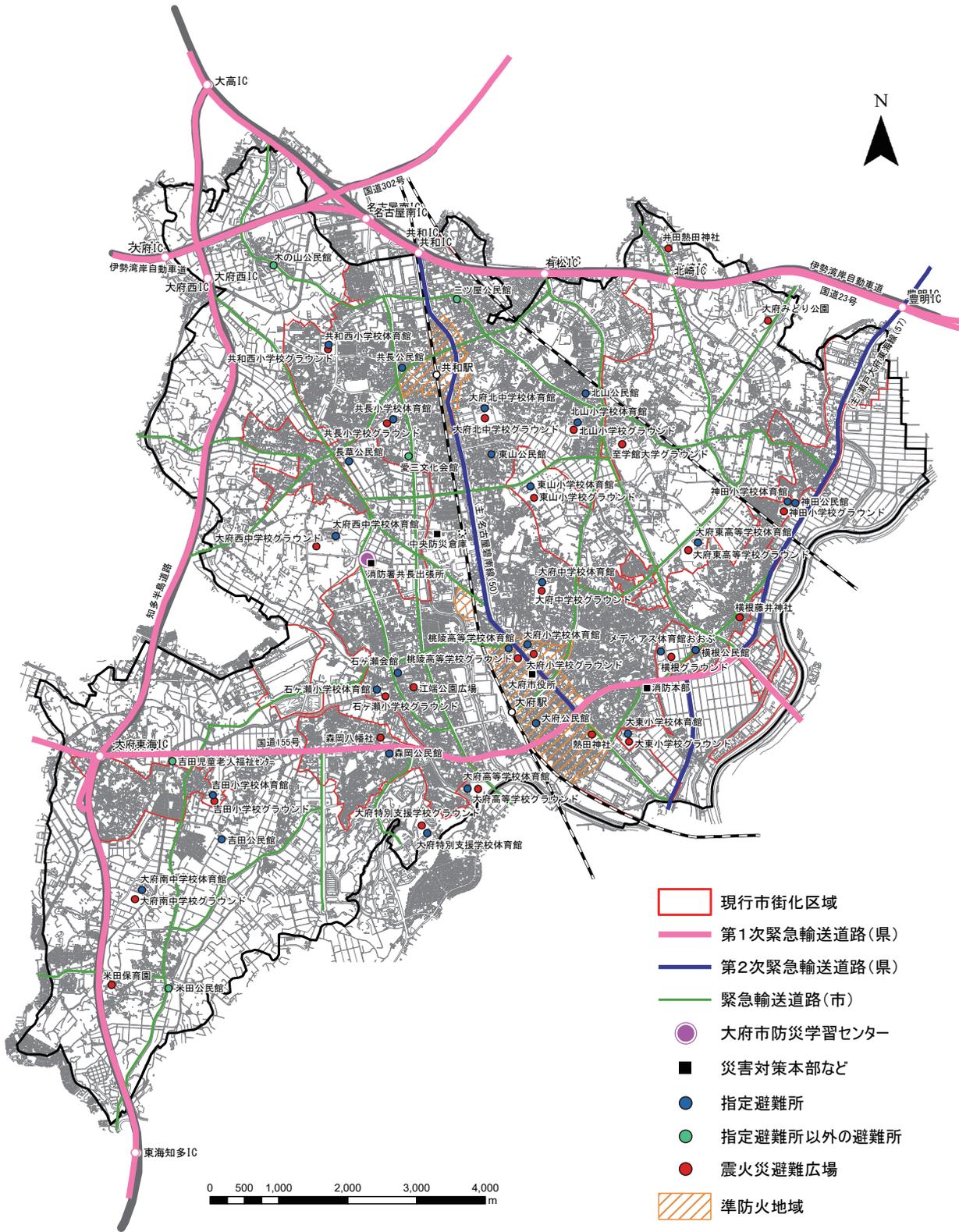
③ 地域防災力の向上

(1) 防災活動支援・意識啓発

地域防災力の向上のため、地域の自主防災活動への支援や情報発信による防災意識の啓発に努めます。

【整備方針】

- 地域の防災・防犯活動への参加を促進します。
- 防災訓練及び避難所開設訓練などの自主防災組織での活動を支援します。
- 大府市防災学習センターを拠点とし、市民の防災意識の向上に関わる啓発活動を実施します。
- 災害時の避難体制の整備、災害に関する情報の伝達手段の確保を図ります。



図表4-3-1 都市防災配置図